

公明党トラック問題議員懇話会

「トラック運送業界からの最重点要望事項」

平成30年10月31日



1. 高速道路料金の大口・多頻度割引最大50%の継続・恒久化

トラック輸送にとって、高速道路の利用は、輸送時間の短縮及び定時性の確保等生産性の向上やドライバーの拘束時間短縮等労務負担の軽減、一般道における交通事故の削減や環境改善に大きな効果をもたらすため、今後も積極的に高速道路の利用促進を図りたいと考えており、働き方改革を実現する観点からも高速道路の利用は不可欠である。また、災害時には、支援物資の緊急輸送の役割も担っている。

高速道路料金における大口・多頻度割引の最大割引率50%の措置は、自動車運送事業者のETC2.0搭載車を対象として平成31年3月末までとなっているが、トラック輸送が国民生活と経済のライフラインとしての機能を将来的にも維持し続けるため、この最大割引率を継続・恒久化されたい。

2. 道路の積極的な活用に向けた諸施策の実現

トラック運送事業者がより道路を活用できるよう、以下の施策を実施されたい。

- (1) 重要物流道路の早期指定・重点整備及び特車通行許可の迅速化
- (2) 高速道路ネットワークの整備推進及びミッシングリンクの解消
- (3) 安全対策の推進(暫定2車線区間の4車線化、ワイヤロープの設置等)
- (4) 渋滞対策の推進(ピンポイント渋滞対策、主要幹線道路の整備等)
- (5) 自動運転や隊列走行の実現、ダブル連結トラックの導入推進など物流効率化のための取組推進(技術開発の促進や新東名の六車線化等)
- (6) ETC2.0によるサービスの充実(一時退出措置の拡充等)
- (7) 高速道路と民間施設を直結する民間施設直結スマートIC制度及びSA・PAの活用等による中継輸送の推進
- (8) SA・PA、道の駅における駐車スペースの活用及び整備・拡充

3. 自動車税制関連について

(1) 自動車関係諸税の軽減

・トラックには過重な自動車関係諸税が課せられていることから、自動車税の引下げ、自動車税の環境性能割においてASV(先進安全自動車)特例措置の延長、自動車重量税及び自動車取得税のエコカー減税の延長など自動車関係諸税の軽減を図られたい。

・また、軽油引取税は、一般財源化により、本来国民が公平に負担すべきであるにもかかわらず、「当分の間税率」と名前を変えてトラック運送事業者が負担を強いられており、「税負担の公平」の原則に著しく反していることから、少なくとも旧暫定税率相当分を廃止されたい。

(2) 中小企業投資促進税制の延長

「中小企業投資促進税制」は、車両総重量3.5トン以上の普通貨物自動車も対象となっており、トラック運送業界において、車両代替の促進に大いに貢献していることから、平成31年3月末となっている適用期限を延長していただきたい。

※働き方改革の実現に向けた総合的な対策の推進

本年6月、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、自動車運転業務の時間外労働について、2024年4月から、年960時間以内とする上限規制が適用されることとなった。全日本トラック協会では、石井国土交通大臣からの要請を受けて、平成30年3月に「トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン」を策定し、普及に向けた取組を行っているところである。

政府では、労働生産性の向上や多様な人材の確保・育成等が図られる、トラック予約受付システム、農林水産物・食品の物流のパレット化、女性が働きやすい環境整備に係る支援など諸対策に係る補助・助成を実施していただいているところであるが、引き続き働き方改革に積極的な対策を推進されたい。

また、公正競争の確保、適切な運賃・料金の收受ができるような枠組みの策定（貨物自動車運送事業法の改正）等、働き方改革を実現していくための総合的な対策を推進されたい。